

いの町ふるさと納税返礼品等配送業務委託プロポーザル審査基準

1 趣旨

この基準は、いの町ふるさと納税返礼品等配送業務委託の受託候補者(以下「候補者」という。)をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

候補者の選定にあたっては、いの町ふるさと納税返礼品等配送業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、別表の審査基準に基づき、参加者より提出された提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにおける説明、質疑応答に対する採点を行い、候補者を選定する。

3 審査方法

審査委員会の各委員が行う審査は、別表の審査基準の各項目毎の審査の視点を参考としながら6段階で評価を行い、小項目毎に係数(倍率)を乗じて点数化し、合計100点満点で評価する。

評価の目安	評価	点数化の方法
提案内容が優れている。	A	配点×1.0
提案内容に優れている点がある。	B	配点×0.8
提案内容が標準的である。	C	配点×0.6
提案内容に劣っている(実現性が低い)点がある。	D	配点×0.4
提案内容が劣っている(実現性が低い)。	E	配点×0.2
未記入・様式の未提出(当該項目のみ)	F	配点×0

4 順位付けについて

審査委員会の各委員の採点により、次の条件に従い選定する。ただし、出席した全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者とししない。

<順位付けの条件>

- (1)出席した全委員の合計点数が最高得点の者
- (2) (1)が複数ある場合、審査項目のうち、「具体的業務評価」の点数の合計が最も高い者
- (3) (2)が複数ある場合、審査項目のうち、「事業遂行能力」の点数の合計が最も高い者
- (4) (3)が複数ある場合、見積書の金額が低い者

5 その他

- (1) 審査委員会は、非公開で行う。
- (2)参加者が審査委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる場合がある。
- (3)審査委員会による候補者の選定は、提案審査の当日に行うものとする。

別表
審査基準

審査項目		審査の視点	配点
大項目	小項目		
1業務理解 (10点)	本業務に対する基本的な考え方	本業務の趣旨を十分に理解した、基本的な考え方が提案されているか。	10
2事業遂行 能力 (15点)	実施体制	業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものであるか。	5
	事業スケジュール	本業務全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	5
	類似業務の実績	事業者は、本業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	5
3企画提案 内容 (10点)	PR	返礼品提供事業者に対して、本業務の範囲内での町ふるさと納税のPRが実施可能な提案となっているか。	5
	寄附増額に向けての提案	その他、本業務に係る経費節減や寄附金の増額等につながる業務提案がなされ、期待できるものになっているか。	5
4具体的 業務評価 (45点)	利用者サービス	安全でスムーズな配送が確保でき、利用事業者の利益が保持・向上される業務提案となっているか。	5
	業務拡大時の対応	本業務の一連の流れの中で確実なフォローアップ体制が確立でき、利用事業者の拡大等、業務規模の拡大等などの変化にも支障なく業務運営が期待できるか。	10
	配送事故等の対応	配送事故(トラブル)に対する早急な対応・対策が期待でき、また事故(トラブル)を未然に防ぐ対策も充分にとられているか。	10
	サービス内容	適切な形状・温度帯での配送に関して、具体的な方法が掲示できているか。	10
	業務連携	町及び観光協会と連携し当該事務を円滑かつ軽減することが期待でき、年間を通じて安定的な業務連携が期待できるか。	10
5プレゼン テーション (20点)	取組姿勢及び意欲	本業務に対する取り組み姿勢が積極的であるか。	10
	プレゼンテーション全般	プレゼンテーションが分かりやすく、提案内容に説得力があるか。	10
6見積書 (一点)	見積価格	見積価格は妥当か。	—
		合計	合計